

特定技能外国人
受入希望事業者各位

一般社団法人日本塗装工業会

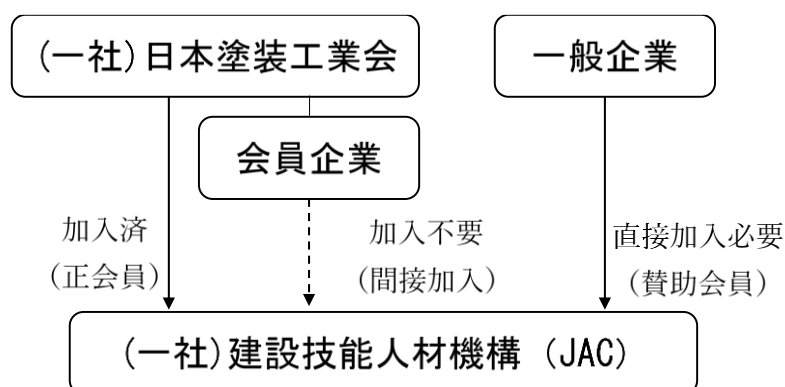
特定技能外国人 受入れの手順について

建設業において特定技能外国人を受入れる企業は、一般社団法人建設技能人材機構（JAC）の会員になる事が定められています。JAC の正会員団体である日塗装の会員企業は、間接的に JAC に加入していると見なされます。この場合、JAC への年会費は不要です。なお、直接加入、間接加入を問わず、特定技能外国人一人につき所定の受入負担金がかかりますが、会員企業分の受入負担金は、日塗装が代行収納を行います。

受入れに際しては、各社が受入計画を策定し、国交省の認定を受ける必要があります。申請には日塗装が発行する会員証明書（特定技能用）が必要です。

1. JAC への加入

（イメージ図）



2. 受入れの手続き

受入計画を作成し、オンラインで国土交通大臣に認定申請します。次の国土交通省 Web ページから、「外国人就労管理システム」上で申請します。

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000117.html

日塗装会員企業は申請書類の中で、「日塗装会員証明書」が必要となります。所定の発行申請書により申請ください。

外国人が特定技能外国人となるには二つのルートがあります。それぞれのルートに合わせて受入計画を作成してください。特定技能制度の概要は以下 JAC ホームページ、国土交通省資料等を参照ください。



(1) ルート 1：技能実習を経験していない外国人の場合（試験合格者）

技能実習 2 号を良好に修了していない外国人が 1 号特定技能外国人になるためには、技能検定 3 級の水準に相当する技能評価試験と日本語試験の両方の試験に合格することが必要です。

技能評価試験については、「技能検定 3 級」又は（一社）建設技能人材機構（JAC）（以下「JAC」という。）が実施する技能検定 3 級の水準に相当する「建設分野特定技能 1 号評価試験」のいずれかに合格することが必要です。

試験の実施時期などの詳細については、決まり次第、国土交通省及び JAC のホームページで公表します。

(2) ルート 2：技能実習を経験している外国人の場合（試験免除者）

技能実習 2 号を良好に修了した外国人については、技能評価試験及び日本語試験が免除されます。このため、試験免除で 1 号特定技能外国人になることが可能です。

技能実習 3 号を修了した外国人については、技能実習 2 号を良好に修了したことを前提としているので、試験免除で 1 号特定技能外国人になることが可能です。

また、在留資格「特定活動」（国土交通省の外国人建設就労者受入事業）で就労中の外国人建設就労者についても、技能実習 2 号を良好に修了したことを前提としているので、試験免除で在留資格「特定活動」から在留資格「特定技能 1 号」に変更することが可能です。

前述の試験免除となる外国人に対しては、当該外国人の受入れを希望する建設企業と特定技能雇用契約を締結し、後述する一定の手続きを経た後に、「特定技能 1 号」という在留資格が付与されます。

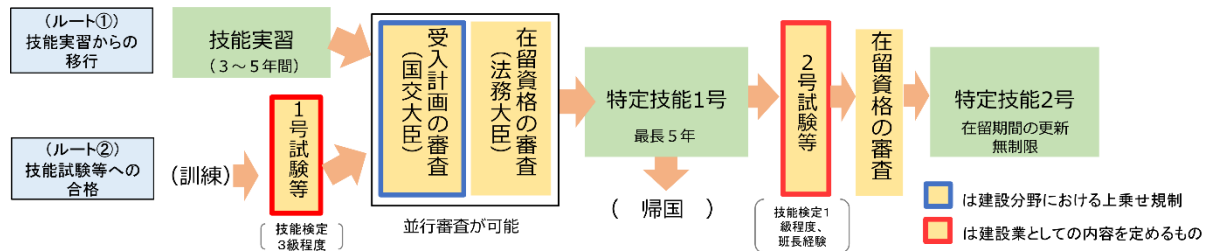
JAC ホームページ(<https://jac-skill.or.jp/howto/>)より

建設分野における特定技能制度の概要

○建設分野における「特定技能1号」の在留資格の取得方法

以下の2ルートのいずれかにより、「特定技能1号」の在留資格を得ることが可能。

- ①技能実習2号を良好に修了(又は技能実習3号を修了)
- ②以下の試験の両方に合格
 - (a)技能評価試験:「技能検定3級」又は「建設分野特定技能1号評価試験」
 - (b)日本語試験:「国際交流基金日本語基礎テスト」又は「日本語能力試験(N4以上)」



○建設分野における上乗せ規制の概要

- 1) 業種横断の基準に加え、建設分野の特性を踏まえて国土交通大臣が定める特定技能所属機関(受入企業)の基準を設定
- 2) 当該基準において、建設分野の受入企業は、受入計画を作成し、国土交通大臣による審査・認定を受けることを求める
- 3) 受入計画の認定基準
 - ①受入企業は建設業法第3条の許可を受けていること
 - ②受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
 - ③特定技能外国人受入事業実施法人(JAC)への加入及び当該法人が策定する行動規範の遵守
 - ④特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同等額以上、安定的な賃金支払い、技能習熟に応じた昇給
 - ⑤賃金等の契約上の重要事項の書面での事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - ⑥1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習または研修を受講させること
 - ⑦国又は適正就労監視機関による受入計画の適正な履行に係る巡回指導の受入れ等